

東邦ガスセイフティライフ株式会社
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

性別に関わらず、全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2021年12月20日～2026年12月19日（5年間）

2. 当社の課題

労働者に占める女性の割合が低い。

3. 目標と取り組み内容・実施期間

目標 1（職業生活に関する機関の提供に関する目標）

女性労働者の人数を 1.5 倍以上に増やす。

- ・ 2021年12月～ 採用活動内(会社説明会等)において、性別に関係なく活躍できる職場であることのPRを実施。（HP内の採用ページにも掲載）

目標 2（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する目標）

計画期間中の育児休業等または育児目的休暇制度の取得率を次の水準にする。

- ・ 男性・・・配偶者出産特別休暇の取得率を 80%以上とする。
- ・ 女性・・・育児休業取得率を引き続き 100%とする。

- ・ 2021年12月～ 対象者およびその上司へ、育児関連制度の内容や手続等に関する個別案内等（取得推奨）を実施。

以 上